

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年12月27日

【計算期間】 第6特定期間（自 平成24年4月11日 至 平成24年10月10日）

【ファンド名】 ジャパン・バンク・キャピタル証券ファンド2009-10

【発行者名】 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 杉浦 和也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル

【事務連絡者氏名】 小林 徹也

【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ

【電話番号】 03（5208）5947

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、主として日本の金融機関が発行したバンク・キャピタル証券（期限付劣後債、永久劣後債、優先出資証券等）に投資し、安定的な収益の確保を図りつつ、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

##### <商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内	株式
	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### <属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	<b>グローバル(日本を含む)</b>	<b>あり (フルヘッジ)</b>
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年2回	日本	
	<b>年4回</b>	北米	
	年6回 (隔月)	欧州	
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	なし
<b>その他資産(バンク・キャピタル証券)</b>	日々	オセアニア	
	その他 ( )	中南米	
		アフリカ	
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東)	
		エマージング	

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

##### <商品分類・属性区分の定義>

- ・単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンド
- ・内外...目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・その他資産...目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式・債券・不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・その他資産(バンク・キャピタル証券)...目論見書または信託約款において、主としてその他資産(バンク・キャピタル証券)に投資する旨の記載があるもの
- ・年4回...目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるもの

- ・グローバル(日本を含む)...目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・為替ヘッジあり(フルヘッジ)...目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるもの

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご参照ください。

## ファンドの特色

1. 主として、日本の金融機関が発行したバンク・キャピタル証券に投資を行います。  
バンク・キャピタル証券は、普通社債と普通株式の中間的な性格を有する証券で、当ファンドでは、期限付劣後債、永久劣後債、優先出資証券などに投資を行います。

メガバンクグループ<sup>\*</sup>(三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ)が発行するバンク・キャピタル証券に、純資産総額の50%以上を投資することを旨とし、信用リスクをコントロールします。

<sup>\*</sup>各グループには、銀行本体およびそれぞれの子会社、関連会社を含みます。

当ファンドは、上記メガバンクグループにより、投資元本および運用成績等が保証されるものではありません。また、当ファンドは、メガバンクグループ以外の金融機関が発行するバンク・キャピタル証券も投資対象としていますので、上記メガバンクグループが組入上位銘柄となることを保証するものではありません。

### バンク・キャピタル証券とは

バンク・キャピタル証券は、金融機関がBIS自己資本比率規制<sup>\*</sup>を満たすことを目的の一つとして発行しているハイブリッド(債券と株式の中間的な性格)型の有価証券です。当ファンドでは債券に近い性格を有している、期限付劣後債、永久劣後債、優先出資証券に投資を行います。

<sup>\*</sup>BIS規制は、国際的に業務展開をする銀行の健全性を保つために適用されているルールの一つです。

2. 外貨建て資産については、為替変動リスクを回避するため、原則として為替のフルヘッジを行います。  
バンク・キャピタル証券は、円建ての他、米国ドル建て、ユーロ建てなどの形式で発行されています。当ファンドでは主に、外貨建てのバンク・キャピタル証券に投資を行います。
3. 年4回(1、4、7、10月の各10日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、インカム収入を中心に安定的な分配を行います。

分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 信託金の限度額

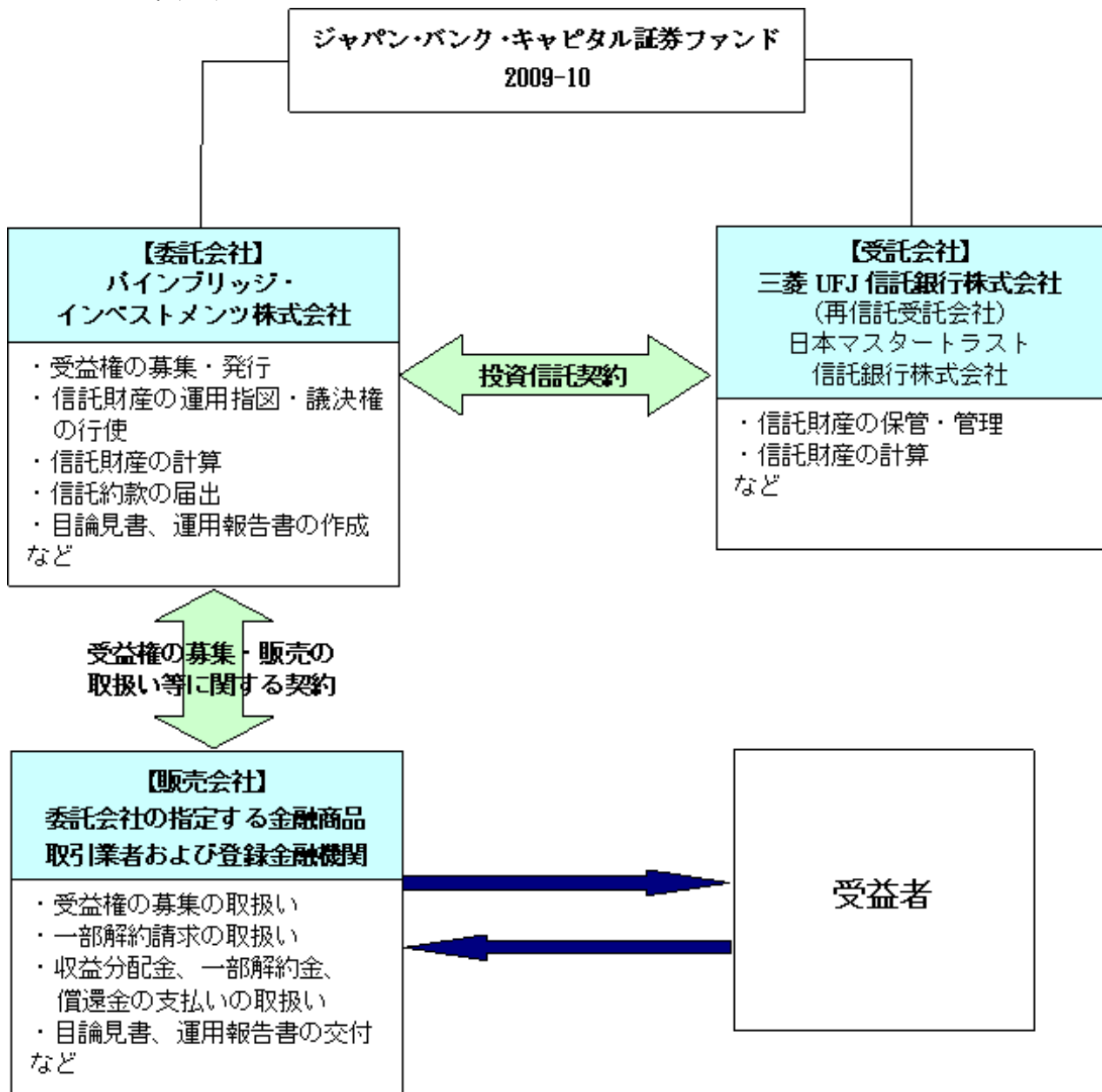
300億円とします。

## （２）【ファンドの沿革】

平成21年10月23日 ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

## （３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- ・投資信託契約とは、投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。
- ・受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは、委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

## 委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言業務を展開しております。

- ・ 資本の額 500,000,000円（平成24年11月末日現在）
- ・ 会社の沿革
  - 昭和61年11月 当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
  - 昭和62年1月 エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。
  - 平成9年2月 エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。
  - 平成13年7月 エイアイジー投信投資顧問株式会社（AIG投信投資顧問株式会社）に名称変更。
  - 平成14年4月 株式会社千代田投資顧問と合併。
  - 平成19年4月 AIGインベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
  - 平成20年4月 AIGインベストメンツ株式会社に名称変更。
  - 平成20年5月 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（AIG日本証券会社）との事業統合。
  - 平成21年12月 パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。
- ・ 大株主の状況（平成24年11月末日現在）

株主名	住所	持株数	持株比率
PineBridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

- ・ 当社が属するPineBridge Investmentsは、ニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で、投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しております。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

この投資信託は、主として日本の金融機関が発行したバンク・キャピタル証券（期限付劣後債、永久劣後債、優先出資証券等）に投資し、安定的な収益の確保を図りつつ、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

#### 投資対象

日本の金融機関が発行したバンク・キャピタル証券を主要投資対象とします。

#### 投資態度

1. 日本の金融機関が発行したバンク・キャピタル証券を主要投資対象とし、相対的に高水準かつ安定的な利子・配当等収益（インカム収入）の獲得を図りつつ、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。
2. 日本のメガバンクグループ\*（三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ）が発行するバンク・キャピタル証券に信託財産の純資産総額の50%以上を投資することを目指し、信用リスクをコントロールします。（銀行の統廃合等により、投資対象が変更される場合があります。）  
\*各グループには、銀行本体およびそれぞれの子会社、関連会社を含みます。
3. 外貨建て資産については、為替変動リスクを回避するため、原則として為替のフルヘッジを行います。
4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)【投資対象】

#### 投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限りません。）
  - ハ. 金銭債権（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
  - ニ. 約束手形（イ. ハ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### 投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1. から9. の証券または証書の性質を有する優先証券
13. 前記12. 以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で前記22. の有価証券の性質を有するもの  
なお、前記1. の証券または証書、前記13. ならびに18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前記2. から6. までの証券および13. ならびに18. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前記14. の証券および15. （投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

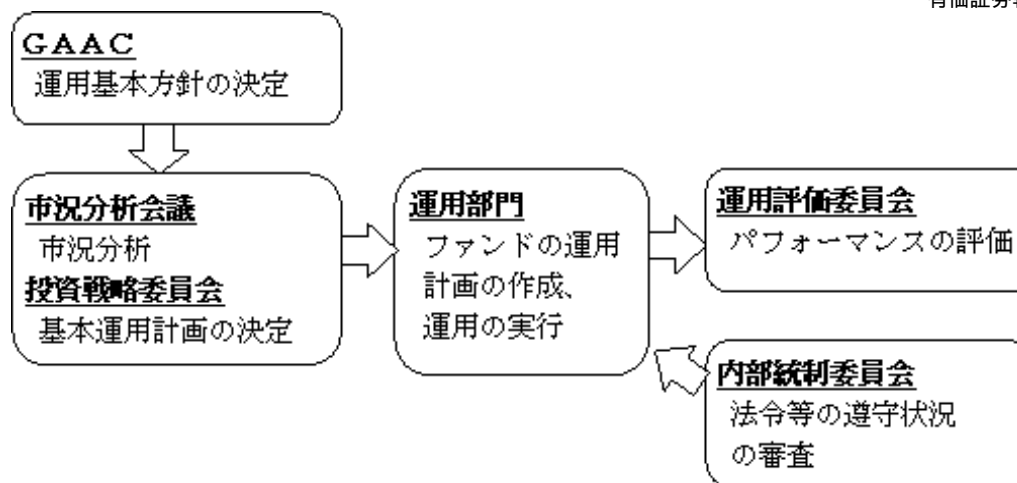
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （3）【運用体制】

- ・委託会社の運用体制



#### 1. 運用基本方針の決定

- ・世界中の運用拠点の主要メンバーにより組織されているグローバル・アセット アロケーション委員会（GAAC：Global Asset Allocation Committee）で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地域の景気サイクルなどの詳細な分析が行われ、株式・債券を中心にその他代替資産を含むPineBridgeとしてのアセットアロケーションの概要が決定されます。

#### 2. 運用計画の決定と運用の実行

- ・月次で市況分析会議を行い、GAACの議論・決定を参考に、ハウスビュー（内外経済見通し、内外債券見通し、内外株式見通し、為替見通し）について議論を行います。
- ・月1回の投資戦略委員会で、市況分析会議で議論されたハウスビューをベースに月次基本運用計画およびその前提となる見通し・投資方針（デュレーション・イールドカーブ・業種配分方針、為替見通し、国内株式市場の見通し、アセットアロケーション方針等）が決定されます。
- ・運用部門（14名）のファンドマネジャーは、月次基本運用計画に基づき、ファンド毎の月次運用計画を作成し、具体的なポートフォリオを構築、運用を実行します。

#### 3. パフォーマンス評価とリスク管理

- ・運用業務部（8名）において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。
- ・法務コンプライアンス部（4名）において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。
- ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

#### 4. ファンドの関係法人に対する管理体制

- ・ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は平成24年11月末日現在のものであり、今後変更することがあります。

### （4）【分配方針】

年4回の決算時（1、4、7、10月の各10日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として、以下の方針に基づいて分配を行います。

1. 分配対象額は、元本超過額または経費控除後の利子、配当等収益のいずれか多い額とします。
2. 分配金額は、分配原資の範囲内で、基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

#### 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。収益分配金の支

払いは、販売会社において行うものとします。

2. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

## （５）【投資制限】

< 信託約款に定める投資制限 >

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一金融機関グループのバンク・キャピタル証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の50%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売り出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求、ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)、外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2) 前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限

外貨建て有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約取引の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建て資産(外貨

建て有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- 2) 前記1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と、信託財産にかかる為替の売予約との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3) 前記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者の解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <法令等による投資制限>

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

当ファンドは、主としてバンク・キャピタル証券(期限付劣後債、永久劣後債、優先出資証券等)など値動きのある有価証券等(外貨建て資産には為替変動もあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益はすべて受益者の皆様方に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みください。なお、当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

#### 価格変動リスク

当ファンドが投資する有価証券等は、一般に、経済・社会情勢、企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

#### 金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は

下落し、当ファンドの基準価額を下げる要因となります。

#### 信用リスク

組入有価証券等の発行体および取引の相手先の倒産や経営・財務状況の悪化等の理由による価格の下落、利息・配当・償還金の支払不能または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、当ファンドの基準価額が下落することがあります。

#### 流動性リスク

組入有価証券等を売買しようとする場合に、当該有価証券等の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する要因になることがあります。なお、バンク・キャピタル証券は、一般的に市場における流動性が低いため、当ファンドは流動性リスクの影響を相対的に大きく受けます。

#### 為替変動リスク

外貨建て資産への投資には、為替変動リスクを伴います。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ対象通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかります。日米金利差の縮小はヘッジコストの減少要因に、拡大はヘッジコストの増加要因になります。

#### 特定の業種への集中投資リスク

当ファンドは、主として日本の金融機関が発行するバンク・キャピタル証券に集中的に投資するため、個別金融機関の企業業績・財務状況等や、金融機関を取巻く規制・情勢等の変化により大きな影響を受けます。したがって、幅広い業種に分散投資するファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。また、発行金融機関の経営不安、倒産、国有化等の場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があり、当ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

#### バンク・キャピタル証券固有の投資リスク

##### 1．繰上償還延期に関するリスク

一般的にバンク・キャピタル証券には繰上償還条項が設定されています。市況動向等により、繰上償還が実施されない場合、もしくは繰上償還されないと予想される場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。

##### 2．弁済順位に関するリスク

一般的にバンク・キャピタル証券は、弁済順位では株式に優位し普通社債に劣後します。発行体の破綻時における残余財産からの弁済が後順位となる可能性があります。

##### 3．利息／配当の支払いに関するリスク

バンク・キャピタル証券には利息／配当の支払繰延条項がついているものがあります。発行体の業績の著しい悪化等により、利息／配当の支払いが繰延べられる可能性があります。

#### その他のリスク・留意点

##### 1．カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引等の相対取引を行うことがあり、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

##### 2．有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

##### 3．収益分配に関わるリスク

当ファンドは、決算期に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

##### 4．解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

##### 5．資産規模に関するリスク

ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

#### 6. 償還等に関する留意点

当ファンドは、残存口数が3億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

また、需給状況等により組入有価証券の売却に日数がかかる場合もあるため、残存信託期間等によっては組入比率が低下し、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

#### 7. 解約請求等に関する留意点

当ファンドは、ロンドン、ニューヨークのいずれかの銀行休業日と同じ日付の場合には、解約請求の受付は行いません。なお、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けた解約請求を取消することがあります。

### (2) 投資リスクに対する管理体制

#### 委託会社におけるリスク管理体制

##### 1. 運用業務部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

##### 2. 法務コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

##### 3. 内部統制委員会

月1回開催、法務コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

##### 4. 運用評価委員会

月1回以上開催し、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

前記のリスク管理体制等は、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

平成21年10月1日（木）から平成21年10月22日（木）までの間、販売会社においてお申込みを受付けました。申込手数料は、1口当たり1円に3.15%（税抜3.0%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が独自に定めるものとします。販売会社毎の申込手数料については、販売会社もしくは委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。

信託財産留保額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に以下の料率を乗じて得た額とします。

解約請求受付日	料率
平成21年10月23日以降、平成22年10月12日まで	0.75%
平成22年10月13日以降、平成24年10月10日まで	0.50%
平成24年10月11日以降	0.25%

### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.9975%（税抜0.95%）の率を乗じて得た金額とします。委託会社、受託会社および販売会社の配分についての内訳は次の通りです。

合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.9975% （税抜0.95%）	0.4725% （税抜0.45%）	0.4725% （税抜0.45%）	0.0525% （税抜0.05%）

上記は年率表示です。

委託会社の受取る信託報酬には、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成に要する費用等が含まれます。信託報酬は、毎計算期末に当該計算期末の受益権口数に対応する金額が、ならびに一部解約または信託終了のときに当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額が、信託財産から支払われます。

### (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産から支払われます。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引に要する費用等についても信託財産から支払われます。

信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他の手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

前記(1)から(4)の手数料等には、保有期間等に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

### (5)【課税上の取扱い】

当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

<平成24年12月31日まで>

収益分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。

<平成25年1月1日以降>

収益分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。前記10.147%の税率は、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率となります。前記10.147%の税率は、平成26年1月1日からは20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となります。

法人の受益者に対する課税

<平成24年12月31日まで>

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、7%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

原則として、益金不算入制度の適用はありません。

<平成25年1月1日以降>

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、7.147%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7.147%の税率は、平成26年1月1日からは15.315%（所得税15.315%）となります。

原則として、益金不算入制度の適用はありません。

前記は平成24年11月末現在のもので、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上の取扱いが変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご相談されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成24年11月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
バンクキャピタル証券	ケイマン	1,450,763,473	69.38
	日本	638,946,542	30.56
	小計	2,089,710,015	99.94
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,252,750	0.06
合計（純資産総額）		2,090,962,765	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## 1. 組入銘柄（平成24年11月30日現在）

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	バンクキャピタル証券	SMFG PREFERRED CAPITAL 6.078% 2049/1/29	8,000,000	7,302.21	584,177,044	9,033.20	722,656,000	34.56
日本	バンクキャピタル証券	RESONA BANK 5.850% 2049/9/29	5,000,000	7,185.50	359,275,000	8,834.88	441,744,420	21.13
ケイマン	バンクキャピタル証券	MUFG CAPITAL FIN 4 LTD 5.271% 2049/1/29	3,800,000	9,306.07	353,630,926	11,440.80	434,750,637	20.79
ケイマン	バンクキャピタル証券	MUFG CAPITAL FINANCE 2 4.850% 2049/7/29	1,000,000	8,724.31	87,243,140	11,274.37	112,743,751	5.39
日本	バンクキャピタル証券	SUMITOMO MITSUI BANK 4.375% 2049/7/29	1,000,000	9,323.12	93,231,250	10,830.72	108,307,222	5.18
ケイマン	バンクキャピタル証券	MUFG CAPITAL FIN 1 LTD 6.346% 2049/7/29	1,000,000	7,575.57	75,755,700	9,033.20	90,332,000	4.32
ケイマン	バンクキャピタル証券	MIZUHO CAP INV 1 USD LTD 6.686% 2049/3/29	1,000,000	7,026.18	70,261,872	9,028.10	90,281,085	4.32
日本	バンクキャピタル証券	SUMITOMO MITSUI BANKING 5.625% 2049/7/29	1,000,000	8,039.54	80,395,480	8,889.49	88,894,900	4.25

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

(注2) 外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額・評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

## 2. 種類別及び業種別比率（平成24年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
バンクキャピタル証券	99.94

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額（円）	基準価額（円）

第1特定期間末 (平成22年4月12日)	(分配付) (分配落)	6,137,681,131 5,947,221,079	(分配付) (分配落)	11,121 10,891
第2特定期間末 (平成22年10月12日)	(分配付) (分配落)	3,731,515,985 3,640,398,385	(分配付) (分配落)	11,413 11,153
第3特定期間末 (平成23年4月11日)	(分配付) (分配落)	2,851,549,230 2,778,151,690	(分配付) (分配落)	11,032 10,772
第4特定期間末 (平成23年10月11日)	(分配付) (分配落)	2,659,377,332 2,595,371,616	(分配付) (分配落)	10,922 10,662
第5特定期間末 (平成24年4月10日)	(分配付) (分配落)	2,463,182,036 2,404,613,570	(分配付) (分配落)	11,582 11,322
第6特定期間末 (平成24年10月10日)	(分配付) (分配落)	2,150,741,532 2,102,943,956	(分配付) (分配落)	11,982 11,722
平成23年11月末		2,633,040,515		10,968
12月末		2,626,988,245		11,015
平成24年1月末		2,654,284,721		11,258
2月末		2,678,080,680		11,426
3月末		2,429,809,973		11,440
4月末		2,413,849,432		11,411
5月末		2,182,544,404		11,491
6月末		2,174,805,816		11,542
7月末		2,163,061,727		11,520
8月末		2,159,388,229		11,841
9月末		2,132,451,868		11,853
10月末		2,113,093,201		11,836
11月末		2,090,962,765		11,858

## 【分配の推移】

期 間		1万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成21年10月23日	230円
	至 平成22年 4月12日	
第2特定期間	自 平成22年 4月13日	260円
	至 平成22年10月12日	
第3特定期間	自 平成22年10月13日	260円
	至 平成23年 4月11日	
第4特定期間	自 平成23年 4月12日	260円
	至 平成23年10月11日	
第5特定期間	自 平成23年10月12日	260円
	至 平成24年 4月10日	
第6特定期間	自 平成24年 4月11日	260円
	至 平成24年10月10日	

## 【収益率の推移】

期 間		収益率
第1特定期間	自 平成21年10月23日	11.2%
	至 平成22年 4月12日	
第2特定期間	自 平成22年 4月13日	4.8%
	至 平成22年10月12日	
第3特定期間	自 平成22年10月13日	1.1%
	至 平成23年 4月11日	
第4特定期間	自 平成23年 4月12日	1.4%
	至 平成23年10月11日	
第5特定期間	自 平成23年10月12日	8.6%
	至 平成24年 4月10日	
第6特定期間	自 平成24年 4月11日	5.8%
	至 平成24年10月10日	

(注) 収益率は以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については前特定期間末分配落基準価額の代わりに当初元本(10,000円)を用いております。  
 収益率 = (当特定期間末分配付基準価額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1特定期間	12,075,683,710	6,615,205,611
第2特定期間		2,196,390,000
第3特定期間		685,090,790
第4特定期間		144,854,000
第5特定期間		310,260,000
第6特定期間		329,820,000

(注1) 上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

(注2) 第1特定期間の設定口数は、当初設定口数です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

取得申込の受付

平成21年10月1日（木）から平成21年10月22日（木）までの間、販売会社においてお申込みを受付けました。

ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

申込単位・申込価額

申込価額は、1口当たり1円に申込手数料を加算した価額とします。

申込手数料は、1口当たり1円に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、申込単位は販売会社が定めるものとします。

販売会社毎の申込手数料および申込単位については、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社もしくは委託会社の照会先までお問い合わせください。一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、解約請求日が、ロンドン、ニューヨークいずれかの銀行休業日と同じ日付の場合には解約請求の受付を行いません。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した額とします。信託財産留保額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額に以下の料率を乗じて得た額とします。

解約請求受付日	料率
平成21年10月23日以降、平成22年10月12日まで	0.75%
平成22年10月13日以降、平成24年10月10日まで	0.50%
平成24年10月11日以降	0.25%

一部解約の実行の請求の受付は、毎営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。なお、受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取消することがあります。

一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出された価額とします。

一部解約の価額は委託会社の営業日に日々算出され、販売会社または委託会社の照会先に問い合わせる

ことにより知ることができます。

解約代金のお支払いは、解約の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

1. 基準価額とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をそのときの受益権口数で除して得た額をいいます。
2. 組入バンク・キャピタル証券の評価は、原則として価格情報会社の提供する価額、または証券会社、銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）のいずれかにより評価します。
3. 外貨建て資産の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって評価します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって評価します。
4. 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社の照会先に問い合わせることにより知ることができます。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は9:00～17:00 土、日、祝休日を除く）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

#### (3)【信託期間】

平成21年10月23日（金）から平成29年2月28日（火）まで

#### (4)【計算期間】

原則として、毎年1月11日から4月10日、4月11日から7月10日、7月11日から10月10日、および10月11日から翌年1月10日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、第1計算期間は投資信託契約締結日から平成22年1月12日までとします。

#### (5)【その他】

##### 1. 信託の終了

##### 1) 投資信託契約の解約

委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が3億口を下回るようになった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記 の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この投資信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

前記 から までの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 から までに規定するこの投資信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

## 2) 投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記3. 信託約款の変更等の書面決議が否決となる場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

## 3) 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記3. 信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

## 2. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## 3. 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、前記 の事項(その変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前記 の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記 から までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前記の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 5. 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

#### 6. 運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（4月および10月）および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページ等で入手することができます。

委託会社ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

#### 7. 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 8. 関係会社との契約の更改

##### ・販売会社との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

### 1. 収益分配金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として、毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### 2. 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

### 3. 償還金に対する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として、信託終了

日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### 4．反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 5．帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6特定期間（平成24年4月11日から平成24年10月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

ジャパン・バンク・キャピタル証券ファンド2009-10

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5特定期間 (平成24年4月10日現在)	第6特定期間 (平成24年10月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	938,345	76,619
コール・ローン	92,748,613	61,220,038
其他有価証券	2,300,731,041	2,009,680,347
派生商品評価勘定	13,668,951	31,813,968
未収利息	38,203,785	34,345,835
其他未収収益	739,608	362,737
流動資産合計	2,447,030,343	2,137,499,544
資産合計	2,447,030,343	2,137,499,544
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	8,834,605	-
未払収益分配金	27,610,483	23,322,823
未払解約金	-	5,906,500
未払受託者報酬	314,307	280,338
未払委託者報酬	5,657,378	5,045,927
流動負債合計	42,416,773	34,555,588
負債合計	42,416,773	34,555,588
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,123,883,309	1,794,063,309
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	280,730,261	308,880,647
元本等合計	2,404,613,570	2,102,943,956
純資産合計	2,404,613,570	2,102,943,956
負債純資産合計	2,447,030,343	2,137,499,544

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5特定期間	第6特定期間
	自 平成23年10月12日 至 平成24年 4月10日	自 平成24年 4月11日 至 平成24年10月10日
<b>営業収益</b>		
受取利息	69,518,392	56,378,690
有価証券売買等損益	185,448,687	67,959,865
為替差損益	25,665,348	11,673,506
その他収益	354,956	362,737
営業収益合計	229,656,687	136,374,798
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	685,746	584,573
委託者報酬	12,343,413	10,522,302
その他費用	134,478	119,028
営業費用合計	13,163,637	11,225,903
営業利益	216,493,050	125,148,895
経常利益	216,493,050	125,148,895
当期純利益	216,493,050	125,148,895
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	161,228,307	280,730,261
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	38,422,630	49,200,933
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	38,422,630	49,200,933
分配金	58,568,466	47,797,576
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	280,730,261	308,880,647

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>其他有価証券（バンク・キャピタル証券） 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第5特定期間 (平成24年4月10日現在)	第6特定期間 (平成24年10月10日現在)
1. 設定年月日	平成21年10月23日	平成21年10月23日
設定元本額	12,075,683,710円	12,075,683,710円
期首元本額	2,434,143,309円	2,123,883,309円
元本残存率	17.5%	14.8%
2. 受益権の総数	2,123,883,309口	1,794,063,309口
3. その他有価証券	「其他有価証券」は、「バンク・キャピタル証券」です。	同左

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第5特定期間 自 平成23年10月12日 至 平成24年 4月10日	第6特定期間 自 平成24年 4月11日 至 平成24年10月10日
分配金の計算過程		
<p data-bbox="177 293 376 327">分配金の計算過程</p> <p data-bbox="177 752 517 786">当ファンドの配当等収益額</p> <p data-bbox="177 792 405 826">配当等収益合計額</p> <p data-bbox="177 833 236 866">経費</p> <p data-bbox="177 873 405 907">差引配当等収益額</p> <p data-bbox="177 913 628 947">当ファンドの当期末残存受益権口数</p> <p data-bbox="177 954 655 987">当ファンドの期中平均残存受益権口数</p> <p data-bbox="177 994 320 1028">分配可能額</p> <p data-bbox="177 1034 475 1068">1万口当たり分配可能額</p> <p data-bbox="177 1075 448 1108">1万口当たりの分配額</p> <p data-bbox="177 1115 376 1149">収益分配金金額</p>	<p data-bbox="703 293 991 387">[平成23年10月12日から 平成24年 1月10日まで の計算期間]</p> <p data-bbox="678 394 1016 741">計算期間末における純資産 額の元本超過額 247,236,996円が、分配可能 額計算書において計算され た分配可能額27,636,616円 を超過しているため、純資 産額の元本超過額 247,236,996円を分配対象 収益として、うち 30,957,983円を分配金額と しています。</p> <p data-bbox="847 748 1016 781">34,513,851円</p> <p data-bbox="847 788 1016 822">34,513,851円</p> <p data-bbox="847 828 1016 862">6,606,174円</p> <p data-bbox="847 869 1016 902">27,907,677円</p> <p data-bbox="804 909 1016 943">2,381,383,309口</p> <p data-bbox="804 949 1016 983">2,404,739,975口</p> <p data-bbox="847 990 1016 1023">27,636,616円</p> <p data-bbox="900 1030 1016 1064">116.05円</p> <p data-bbox="900 1070 1016 1104">130.00円</p> <p data-bbox="847 1111 1016 1144">30,957,983円</p>	<p data-bbox="1058 293 1345 387">[平成24年4月11日から 平成24年7月10日まで の計算期間]</p> <p data-bbox="1032 394 1370 741">計算期間末における純資産 額の元本超過額 296,326,207円が、分配可能 額計算書において計算され た分配可能額22,296,343円 を超過しているため、純資 産額の元本超過額 296,326,207円を分配対象 収益として、うち 24,474,753円を分配金額と しています。</p> <p data-bbox="1201 748 1370 781">29,002,459円</p> <p data-bbox="1201 788 1370 822">29,002,459円</p> <p data-bbox="1201 828 1370 862">5,715,574円</p> <p data-bbox="1201 869 1370 902">23,286,885円</p> <p data-bbox="1158 909 1370 943">1,882,673,309口</p> <p data-bbox="1158 949 1370 983">1,966,313,309口</p> <p data-bbox="1201 990 1370 1023">22,296,343円</p> <p data-bbox="1254 1030 1370 1064">118.42円</p> <p data-bbox="1254 1070 1370 1104">130.00円</p> <p data-bbox="1201 1111 1370 1144">24,474,753円</p>
<p data-bbox="177 1671 517 1704">当ファンドの配当等収益額</p> <p data-bbox="177 1711 405 1744">配当等収益合計額</p> <p data-bbox="177 1751 236 1785">経費</p> <p data-bbox="177 1792 405 1825">差引配当等収益額</p> <p data-bbox="177 1832 628 1865">当ファンドの当期末残存受益権口数</p> <p data-bbox="177 1872 655 1906">当ファンドの期中平均残存受益権口数</p> <p data-bbox="177 1912 320 1946">分配可能額</p> <p data-bbox="177 1953 475 1986">1万口当たり分配可能額</p> <p data-bbox="177 1993 448 2027">1万口当たりの分配額</p> <p data-bbox="177 2033 376 2067">収益分配金金額</p>	<p data-bbox="703 1200 991 1294">[平成24年1月11日から 平成24年4月10日まで の計算期間]</p> <p data-bbox="678 1301 1016 1648">計算期間末における純資産 額の元本超過額 308,340,744円が、分配可能 額計算書において計算され た分配可能額26,886,694円 を超過しているため、純資 産額の元本超過額 308,340,744円を分配対象 収益として、うち 27,610,483円を分配金額と しています。</p> <p data-bbox="847 1655 1016 1688">35,359,497円</p> <p data-bbox="847 1695 1016 1729">35,359,497円</p> <p data-bbox="847 1736 1016 1769">6,557,463円</p> <p data-bbox="847 1776 1016 1809">28,802,034円</p> <p data-bbox="804 1816 1016 1850">2,123,883,309口</p> <p data-bbox="804 1856 1016 1890">2,275,183,309口</p> <p data-bbox="847 1897 1016 1930">26,886,694円</p> <p data-bbox="900 1937 1016 1971">126.59円</p> <p data-bbox="900 1977 1016 2011">130.00円</p> <p data-bbox="847 2018 1016 2051">27,610,483円</p>	<p data-bbox="1058 1200 1345 1294">[平成24年 7月11日から 平成24年10月10日まで の計算期間]</p> <p data-bbox="1032 1301 1370 1648">計算期間末における純資産 額の元本超過額 332,203,470円が、分配可能 額計算書において計算され た分配可能額21,750,959円 を超過しているため、純資 産額の元本超過額 332,203,470円を分配対象 収益として、うち 23,322,823円を分配金額と しています。</p> <p data-bbox="1201 1655 1370 1688">27,738,968円</p> <p data-bbox="1201 1695 1370 1729">27,738,968円</p> <p data-bbox="1201 1736 1370 1769">5,510,329円</p> <p data-bbox="1201 1776 1370 1809">22,228,639円</p> <p data-bbox="1158 1816 1370 1850">1,794,063,309口</p> <p data-bbox="1158 1856 1370 1890">1,833,463,309口</p> <p data-bbox="1201 1897 1370 1930">21,750,959円</p> <p data-bbox="1254 1937 1370 1971">121.23円</p> <p data-bbox="1254 1977 1370 2011">130.00円</p> <p data-bbox="1201 2018 1370 2051">23,322,823円</p>

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第5特定期間 自 平成23年10月12日 至 平成24年 4月10日	第6特定期間 自 平成24年 4月11日 至 平成24年10月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、その他有価証券（バンク・キャピタル証券）、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。</li> <li>・ コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。</li> <li>・ 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運用業務部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。</li> <li>・ 法務コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。</li> <li>・ 運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。</li> </ul>

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第5特定期間 (平成24年4月10日現在)	第6特定期間 (平成24年10月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、「（デリバティブ取引等に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第5特定期間 (平成24年4月10日現在)	第6特定期間 (平成24年10月10日現在)
	当特定期間の損益 に含まれた評価差額	当特定期間の損益 に含まれた評価差額
その他有価証券（バンク・ キャピタル証券）	135,913,824	38,415,862
合計	135,913,824	38,415,862

## （デリバティブ取引等に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

区分	種類	第5特定期間(平成24年4月10日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建				
	米国ドル	1,552,012,871	-	1,543,440,000	8,572,871
	ユーロ	1,215,626,830	-	1,210,530,750	5,096,080
	買建				
	米国ドル	43,219,860	-	42,346,500	873,360
	ユーロ	404,571,745	-	396,610,500	7,961,245
合計		3,215,431,306	-	3,192,927,750	4,834,346

区分	種類	第6特定期間（平成24年10月10日現在）			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以 外の取引	為替予約取引 売建				
	米国ドル	1,475,142,719	-	1,459,850,030	15,292,689
	ユーロ	632,847,168	-	616,406,400	16,440,768
	買建				
	米国ドル	55,071,639	-	55,152,150	80,511
合計		2,163,061,526	-	2,131,408,580	31,813,968

## （注）時価の算定方法

1. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
  - ・ 特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
2. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
  3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

( 1口当たり情報に関する注記 )

項目	第5特定期間 (平成24年4月10日現在)	第6特定期間 (平成24年10月10日現在)
1口当たり純資産額	1.1322円	1.1722円
(1万口当たり純資産額)	(11,322円)	(11,722円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表（平成24年10月10日現在）

## (1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米国ドル	その他有価証券（バンク・キャピタル証券）	MIZUHO CAP INV 1 USD LTD 6.6860% 03/29/2049	1,000,000.00	1,099,450.00	
		MUFG CAPITAL FIN 1 LTD 6.3460% 07/29/2049	1,000,000.00	1,087,340.00	
		RESONA BANK 5.8500% 09/29/2049	5,000,000.00	5,296,540.00	
		SMFG PREFERRED CAPITAL 6.0780% 01/29/2049	8,000,000.00	8,800,000.00	
		SUMITOMO MITSUI BANKING 5.6250% 07/29/2049	1,000,000.00	1,082,700.00	
		SUMITOMO MITSUI TB LTD 5.5060% 12/29/2049	400,000.00	427,951.52	
	計		16,400,000.00	17,793,981.52	
小計			(1,393,268,753)		
				17,793,981.52	
				(1,393,268,753)	
ユーロ	その他有価証券（バンク・キャピタル証券）	MUFG CAPITAL FIN 4 LTD 5.2710% 01/29/2049	3,800,000.00	4,047,000.00	
		MUFG CAPITAL FINANCE 2 4.8500% 07/29/2049	1,000,000.00	1,052,500.00	
		SUMITOMO MITSUI BANK 4.3750% 07/29/2049	1,000,000.00	1,019,944.00	
	計		5,800,000.00	6,119,444.00	
小計			(616,411,594)		
				6,119,444.00	
				(616,411,594)	
合計				2,009,680,347	
				(2,009,680,347)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の記載は邦貨額であり、( )内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入その他有価証券（バンク・キャピタル証券）時価比率	合計金額に対する比率
米国ドル	その他有価証券（バンク・キャピタル証券） 6銘柄	100.0%	69.3%
ユーロ	その他有価証券（バンク・キャピタル証券） 3銘柄	100.0%	30.7%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

（平成24年11月30日現在）

資産総額	4,168,176,176 円
負債総額	2,077,213,411 円
純資産総額（ - ）	2,090,962,765 円
発行済数量（口）	1,763,323,309 口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産額）	1.1858 円 （11,858 円）

（注） の資産には、有価証券の評価損益が含まれています。

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

#### 1. 名義書換

該当事項はありません。

#### 2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### 3. 譲渡制限

該当事項はありません。

#### 4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 6. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。

#### 7. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

（平成24年11月末日現在）

- ・ 資本金の額 500,000,000円
- ・ 会社が発行する株式の総数 50,000株
- ・ 発行済株式総数 41,000株
- ・ 資本金の額の増減（最近5年間）
  - 平成20年 6月30日 株式発行により473,787,239円増加。
  - 平成20年12月30日 株式発行により476,121,625円増加。
  - 平成24年 8月11日 1,650,000,000円減少。

#### ・ 会社の機構

##### （1）経営の意思決定

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

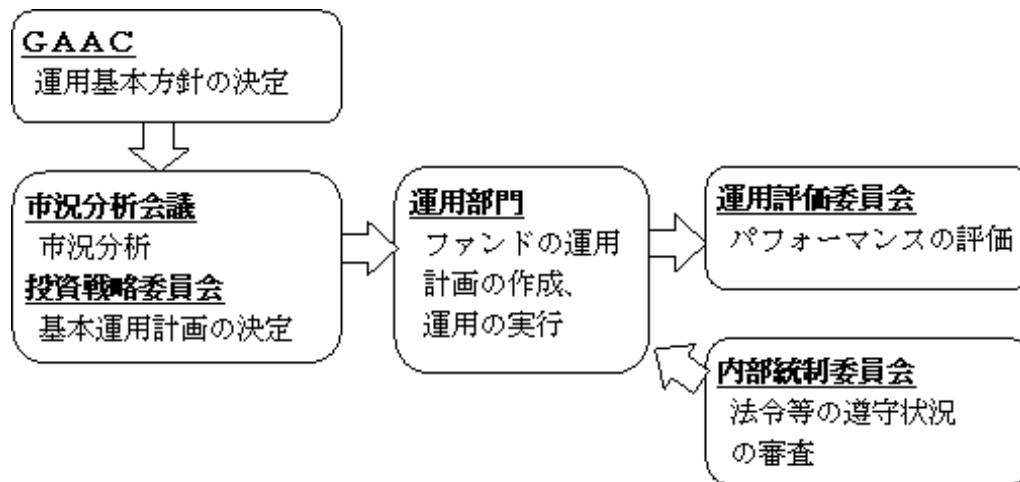
取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長及びその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項並びに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

##### （2）運用の意思決定

世界中の運用拠点の主要メンバーにより組織されているグローバル・アセット アロケーション委員会（GAAC：Global Asset Allocation Committee）で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地域の景気サイクルなどの詳細な分析が行われ、これを参考に、独自に開催する市況分析会議・投資戦略委員会を経て基本運用計画を決定します。これに基づいて、運用部門においてファンド毎の運用計画を作成し、ポートフォリオの構築を行い運用を実行します。

なお、運用体制は次の通りとなっております。



前記の運用体制等は、今後変更することがあります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成24年11月末日現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	16	43,760 百万円
追加型株式投資信託	64	494,777 百万円
合計	80	538,538 百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- 2．財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- 3．当社は、第27期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1. 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	第26期 (平成23年3月31日)	第27期 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	*2 4,622,729	*2 1,673,740
前払費用	65,816	68,179
未収入金	512,419	466,276
未収委託者報酬	223,157	171,371
未収運用受託報酬	375,408	222,132
未収販売手数料	8,613	8,279
立替金	11,913	4,238
短期貸付金	249,376	-
未収還付法人税等	2,054	193
未収還付消費税等	4,207	58,402
繰延税金資産	69,966	-
前渡金	-	150,013
その他	81,207	-
流動資産合計	6,226,870	2,822,825
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	*1 160,969	*1 145,676
工具器具備品	*1 67,992	*1 58,741
建設仮勘定	208	-
有形固定資産合計	229,171	204,417
無形固定資産		
のれん	330,804	311,439
ソフトウェア	96,050	95,396
ソフトウェア仮勘定	4,867	-
電話加入権	3,875	3,875
無形固定資産合計	435,597	410,712
投資その他の資産		
投資有価証券	90,850	89,514
その他の関係会社有価証券	70,239	70,499
長期貸付金	-	2,428,604
敷金保証金	198,779	193,745
長期前払費用	800	983
預託金	314	274
繰延税金資産	390,717	-
投資その他の資産合計	751,701	2,783,621
固定資産合計	1,416,470	3,398,752
繰延資産		
株式交付費	1,109	-
繰延資産計	1,109	-
資産合計	7,644,450	6,221,578

	(単位：千円)	
	第26期 (平成23年3月31日)	第27期 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	130,234	90,289
未払金		

未払収益分配金	1,692	1,692
未払償還金	3,500	3,500
未払手数料	95,160	70,745
未払金	28,269	-
その他未払金	94,056	127,243
未払費用	836,407	831,782
前受収益	42,000	42,000
賞与引当金	99,703	80,107
役員賞与引当金	2,900	2,181
流動負債合計	1,333,923	1,249,540
固定負債		
退職給付引当金	228,211	136,736
役員退職慰労引当金	13,776	42,336
その他	7,479	11,792
固定負債合計	249,468	190,864
負債合計	1,583,391	1,440,404
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,150,000	2,150,000
資本剰余金		
資本準備金	823,989	823,989
資本剰余金合計	823,989	823,989
利益剰余金		
利益準備金	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金	230,000	230,000
繰越利益剰余金	2,603,036	1,325,557
利益剰余金合計	3,098,149	1,820,669
株主資本合計	6,072,138	4,794,659
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,080	13,485
評価・換算差額等合計	11,080	13,485
純資産合計	6,061,058	4,781,174
負債・純資産合計	7,644,450	6,221,578

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)	第27期 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,220,999	6,349,954
運用受託報酬	2,533,570	872,232
その他営業収益	173,162	280,669
営業収益合計	10,927,732	7,502,856
営業費用		
支払手数料	3,707,944	2,842,546
広告宣伝費	48,577	32,471
公告費	1,597	2,790
調査費		
調査費	519,507	614,323
委託調査費	2,687,339	1,465,989
委託計算費	119,564	-
営業雑経費		
通信費	29,679	26,067
印刷費	140,129	95,270
協会費	19,563	15,587
図書費	3,124	2,254
営業費用合計	7,277,029	5,097,301
一般管理費		
給料		
役員報酬	29,000	54,013
給料・手当	1,439,684	1,303,864
賞与	331,627	164,583
役員賞与	12,255	13,872
賞与引当金繰入	42,207	80,107
役員賞与引当金繰入	2,900	2,181
交際費	4,571	6,107
寄付金	2,061	1,369
旅費交通費	39,775	54,095
租税公課	26,100	14,874
不動産賃借料	420,027	216,238
退職給付費用	115,820	29,758
退職金	47,375	44,538
役員退職慰労引当金繰入	2,066	28,559
固定資産減価償却費	116,866	130,727
業務委託費	701,950	889,338
諸経費	161,461	111,245
一般管理費合計	3,495,752	3,145,477
営業利益又は営業損失（ ）	154,950	739,921
営業外収益		
受取利息	10,129	9,995
雑収入	15,429	3,036
営業外収益合計	25,558	13,032
営業外費用		
為替差損	73,443	57,064
投資有価証券売却損	-	24
雑損失	6,313	24,555
株式交付費償却	2,616	1,492
営業外費用合計	82,372	83,137
経常利益又は経常損失（ ）	98,137	810,026

特別利益				
過年度賞与引当金繰入額修正	16,314		-	
過年度固定資産償却費修正	25,473		-	
特別利益合計	41,787		-	
特別損失				
固定資産除却損	*1	195,588	*1	3,817
過年度運用受託報酬修正		6,265		-
特別損失合計		201,854		3,817
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )		61,930		813,843
法人税、住民税及び事業税		2,056		3,020
法人税等調整額		132,278		460,615
法人税等合計		130,222		463,635
当期純利益又は当期純損失( )		68,291		1,277,479

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)	第27期 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)
資本金		
当期首残高	2,150,000	2,150,000
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,150,000	2,150,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	823,989	823,989
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	823,989	823,989
資本剰余金合計		
当期首残高	823,989	823,989
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	823,989	823,989
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	265,112	265,112
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	265,112	265,112
その他利益剰余金		
任意積立金		
当期首残高	230,000	230,000
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	230,000	230,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,534,744	2,603,036
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失( )	68,291	1,277,479
当期変動額合計	68,291	1,277,479
当期末残高	2,603,036	1,325,557
利益剰余金合計		
当期首残高	3,029,857	3,098,149
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失( )	68,291	1,277,479
当期変動額合計	68,291	1,277,479
当期末残高	3,098,149	1,820,669
株主資本合計		
当期首残高	6,003,847	6,072,138
当期変動額	-	-
当期純利益又は当期純損失( )	68,291	1,277,479
当期変動額合計	68,291	1,277,479
当期末残高	6,072,138	4,794,659
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	5,065	11,080
当期変動額	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,015	2,405
当期変動額合計	6,015	2,405
当期末残高	11,080	13,485

評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,065	11,080
当期変動額	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,015	2,405
当期変動額合計	6,015	2,405
当期末残高	11,080	13,485
純資産合計		
当期首残高	5,998,782	6,061,058
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失( )	68,291	1,277,479
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,015	2,405
当期変動額合計	62,276	1,279,884
当期末残高	6,061,058	4,781,174

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  (2) その他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。  (2) 無形固定資産 1. ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。 2. のれんについては、定額法により、効果が及ぶと見積もられる期間(20年)で償却しております。
3. 繰延資産の処理方法	(3) 長期前払費用 定額法により償却しております。  株式交付費 定額法により3年間で償却しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。  (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。  (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。  (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末役員退職慰労金要支給額を計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

## (追加情報)

## 1. 海外子会社株式取得に係る事項

平成22年10月13日の取締役会で、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクの傘下にあるAIG Capital India Private Limitedの株式を取得することを決議しました。株式譲渡契約上、当該取得は関係当局から承認を取得することが条件になります。

## 2. 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第26期 平成23年3月31日現在	第27期 平成24年3月31日現在
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 12,609 千円 工具器具備品 68,711 千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 43,995 千円 工具器具備品 102,248 千円
2 信託資産 現金・預金のうち、20,170千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	2 信託資産 現金・預金のうち、10,140千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。

## （損益計算書関係）

第26期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	第27期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
1 固定資産除却損は、建物52,990千円、建物附属設備67,732千円、工具器具備品15,254千円、ソフトウェア59,610千円であります。	1 固定資産除却損は、工具器具備品194千円、ソフトウェア3,623千円であります。

## （株主資本等変動計算書関係）

第26期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合計	41,000 株	-	-	41,000 株

## 配当に関する事項

## 配当支払額

該当事項はありません。

第27期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合計	41,000 株	-	-	41,000 株

2. 配当に関する事項

## 配当支払額

該当事項はありません。

## （リース取引関係）

第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(1) 未経過リース料期末残高相当額	(1) 未経過リース料期末残高相当額
1年内 210,367 千円	1年内 217,143 千円
1年超 683,692 千円	1年超 57,674 千円
合計 894,059 千円	合計 274,817 千円

## （金融商品関係）

第26期（自 平成22年4月 1日至 平成23年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

未収運用受託報酬については、顧客の信用リスクが存在し、リスク管理規定に沿ってリスク低減を図っております。未収運用受託報酬は、回収期日が一年内の営業債権であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
1) 現金・預金	4,622,729	4,622,729	-
2) 未収入金	512,419	512,419	-
3) 未収運用受託報酬	375,408	375,408	-
4) 未払費用	(836,407)	(836,407)	-

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

## （注）

## 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	4,622,729	-	-	-
2) 未収入金	512,419	-	-	-
3) 未収運用受託報酬	375,408	-	-	-
合計	5,510,556	-	-	-

第27期（自 平成23年4月 1日至 平成24年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。又、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は銀行の信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。未収入金及びその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

### （3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関に係る銀行のみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託又は取引相手毎に残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。又、未収入金は概ね海外の関連会社との取引により生じたものであり、定期的に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクについては、個別の案件毎に毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行出来なくなるリスク）の管理

当社は日々資金残高管理を行っております。又、月次で資金繰り予定表を作成・更新するとともに、手元流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持する事等により、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。尚、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
1) 現金・預金	1,673,740	1,673,740	-
2) 未収入金	466,276	466,276	-
3) 未収運用受託報酬	222,132	222,132	-
4) 長期貸付金	2,428,604	2,445,051	16,447
資産計	4,790,752	4,807,199	16,447
1) 未払費用	831,782	831,782	-
負債計	831,782	831,782	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項  
資産

## 1) 現金・預金、2) 未収入金、3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、信用リスクを加味した将来キャッシュフローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

## 1) 未払費用

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	1,673,740	-	-	-
2) 未収入金	466,276	-	-	-
3) 未収運用受託報酬	222,132	-	-	-
4) 長期貸付金	-	2,428,604	-	-
合計	2,362,148	2,428,604	-	-

## (有価証券関係)

第26期 平成23年3月31日現在				第27期 平成24年3月31日現在			
1. その他の関係会社有価証券 (単位：千円)				1. その他の関係会社有価証券 (単位：千円)			
区分	貸借対照表計上額			区分	貸借対照表計上額		
その他の関係会社有価証券	70,239			その他の関係会社有価証券	70,499		
上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。				上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。			
2. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)				2. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)			
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	90,850	102,000	11,150	投資信託受益証券	89,514	103,000	13,485
3. 当事業年度に売却したその他有価証券				3. 当事業年度に売却したその他有価証券			
売却額：	998 千円			売却額：	976 千円		
売却益の合計額：	- 千円			売却益の合計額：	- 千円		
売却損の合計額：	1 千円			売却損の合計額：	24 千円		

(退職給付関係)

第26期（平成23年3月31日現在）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。尚、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退したため、前事業年度末及び当事業年度末にはこれに係る退職給付債務、及び年金資産残高はありません。

## 2. 退職給付債務及びその内訳

	千円
(1) 退職給付債務	228,211
(2) 年金資産	-
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	228,211
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-
(5) 未認識数理計算上の差異	-
(6) 未認識過去勤務債務（債務の減額）	-
(7) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) + (6)	228,211
(8) 前払年金費用	-
(9) 退職給付引当金 (7) - (8)	228,211

## 3. 退職給付費用の内訳

	千円
退職給付費用	115,820
(1) 勤務費用	115,820
(2) 利息費用	-
(3) 運用収益（減算）	-
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額	-

第27期（平成24年3月31日現在）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

	千円
退職給付債務	136,736
退職給付引当金	136,736

## 3. 退職給付費用に関する事項

	千円
勤務費用	29,758
退職給付費用	29,758

(税効果会計関係)

第26期 平成23年3月31日現在	第27期 平成24年3月31日現在																																																																						
<p>1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払金否認</td><td style="text-align: right;">14,573</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td style="text-align: right;">6,207</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">5,980</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">41,759</td></tr> <tr><td>資産調整勘定</td><td style="text-align: right;">106,323</td></tr> <tr><td>繰延資産</td><td style="text-align: right;">20,163</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">92,881</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">5,607</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">1,719</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">4,537</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">167,170</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">4,650</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">471,575</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">10,891</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">460,684</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">184.58%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">3.70%</td></tr> <tr><td>評価性引当金の増減額</td><td style="text-align: right;">468.75%</td></tr> <tr><td>のれんの償却</td><td style="text-align: right;">127.53%</td></tr> <tr><td>支払事業税</td><td style="text-align: right;">10.45%</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">5.61%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.58%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">210.27%</td></tr> </table>	未払金否認	14,573	未払費用否認	6,207	未払事業税	5,980	賞与引当金繰入超過額	41,759	資産調整勘定	106,323	繰延資産	20,163	退職給付引当金繰入超過額	92,881	役員退職慰労引当金繰入超過額	5,607	資産除去債務	1,719	その他有価証券評価差額金	4,537	繰越欠損金	167,170	その他	4,650	繰延税金資産小計	471,575	評価性引当額	10,891	繰延税金資産合計	460,684	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	184.58%	住民税均等割	3.70%	評価性引当金の増減額	468.75%	のれんの償却	127.53%	支払事業税	10.45%	その他有価証券評価差額金	5.61%	その他	0.58%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	210.27%	<p>1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払費用否認</td><td style="text-align: right;">20,060</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">31,277</td></tr> <tr><td>のれん</td><td style="text-align: right;">49,647</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">49,620</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">15,088</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">486,323</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">32,389</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">684,408</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">684,408</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">-</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失となっており、且つ税務上の課税所得も発生していないため、記載を省略しております。</p>	未払費用否認	20,060	賞与引当金繰入超過額	31,277	のれん	49,647	退職給付引当金繰入超過額	49,620	役員退職慰労引当金繰入超過額	15,088	繰越欠損金	486,323	その他	32,389	繰延税金資産小計	684,408	評価性引当額	684,408	繰延税金資産合計	-
未払金否認	14,573																																																																						
未払費用否認	6,207																																																																						
未払事業税	5,980																																																																						
賞与引当金繰入超過額	41,759																																																																						
資産調整勘定	106,323																																																																						
繰延資産	20,163																																																																						
退職給付引当金繰入超過額	92,881																																																																						
役員退職慰労引当金繰入超過額	5,607																																																																						
資産除去債務	1,719																																																																						
その他有価証券評価差額金	4,537																																																																						
繰越欠損金	167,170																																																																						
その他	4,650																																																																						
繰延税金資産小計	471,575																																																																						
評価性引当額	10,891																																																																						
繰延税金資産合計	460,684																																																																						
法定実効税率	40.69%																																																																						
(調整)																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	184.58%																																																																						
住民税均等割	3.70%																																																																						
評価性引当金の増減額	468.75%																																																																						
のれんの償却	127.53%																																																																						
支払事業税	10.45%																																																																						
その他有価証券評価差額金	5.61%																																																																						
その他	0.58%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	210.27%																																																																						
未払費用否認	20,060																																																																						
賞与引当金繰入超過額	31,277																																																																						
のれん	49,647																																																																						
退職給付引当金繰入超過額	49,620																																																																						
役員退職慰労引当金繰入超過額	15,088																																																																						
繰越欠損金	486,323																																																																						
その他	32,389																																																																						
繰延税金資産小計	684,408																																																																						
評価性引当額	684,408																																																																						
繰延税金資産合計	-																																																																						

## (セグメント情報等)

第26期 平成23年3月31日現在				第27期 平成24年3月31日現在																																					
<p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。</p> <p>1.セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。</p> <p>2.関連情報 (1)製品及びサービス毎の情報</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>委託者報酬</th> <th>運用受託報酬</th> <th>その他営業収益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部顧客への売上高</td> <td>8,220,999</td> <td>2,533,570</td> <td>173,162</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)地域毎の情報 営業収益 国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。 有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。</p> <p>(3)主要な顧客毎の情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>顧客の名称又は氏名</th> <th>売上高(千円)</th> <th>関連するセグメント名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)</td> <td>1,110,164</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>パインブリッジ新成長国債券プラス</td> <td>2,407,499</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。</p>					委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	外部顧客への売上高	8,220,999	2,533,570	173,162	顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名	年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)	1,110,164	-	パインブリッジ新成長国債券プラス	2,407,499	-	<p>1.セグメント情報 当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。</p> <p>2.関連情報 (1)製品及びサービス毎の情報</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>委託者報酬</th> <th>運用受託報酬</th> <th>その他営業収益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部顧客への売上高</td> <td>6,349,954</td> <td>872,232</td> <td>280,669</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)地域毎の情報 営業収益 国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。 有形固定資産 全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。</p> <p>(3)主要な顧客毎の情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>顧客の名称又は氏名</th> <th>売上高(千円)</th> <th>関連するセグメント名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)</td> <td>894,326</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>パインブリッジ新成長国債券プラス</td> <td>1,600,506</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。</p>					委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	外部顧客への売上高	6,349,954	872,232	280,669	顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名	年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)	894,326	-	パインブリッジ新成長国債券プラス	1,600,506	-
	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益																																						
外部顧客への売上高	8,220,999	2,533,570	173,162																																						
顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名																																							
年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)	1,110,164	-																																							
パインブリッジ新成長国債券プラス	2,407,499	-																																							
	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益																																						
外部顧客への売上高	6,349,954	872,232	280,669																																						
顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名																																							
年金バランス50ファンド(適格機関投資家向け)	894,326	-																																							
パインブリッジ新成長国債券プラス	1,600,506	-																																							

## （関連当事者情報）

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## （1）親会社及び法人主要株主等

該当事項ありません

## （2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額 *1	科目	期末残高 *1
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	パインブリッジ・グローバル・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 101,439	持株会社	-	-	経営管理	金銭の貸付 *2	千USドル 3,000	短期貸付金	千円 249,376
								役務提供に対する対価支払	千円 569,122	未収入金	千円 37,366
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *3	千円 107,909	未収運用受託報酬	千円 89,807
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *4	千円 799,201	未払費用	千円 374,512
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・サービスイズ・リミテッド	アイルランド、ダブリン	USドル 1	業務請負会社	-	-	役務提供	金銭の貸付 *5	千USドル 1,000	短期貸付金	千円 -
親会社の子会社	パインブリッジ・ジャパン・キャピタル・インベストメント株式会社	日本、東京	千円 457,800	投資運用会社	-	-	役務提供	金銭の貸付 *6	千円 90,000	短期貸付金	千円 -

## （取引条件及び取引条件の決定方針等）

- \*1 消費税等の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。
- \*2 貸付金は3,000千USドルを弊社の社内期末レートで表示しております。貸付期間は平成22年3月29日から平成23年6月20日、受取利息の計算期間は3ヶ月間で、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR3ヶ月物プラス1.5%を日割り計算で計算されます。
- \*3 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- \*4 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- \*5 貸付金1,000千USドルは期中に全額返済されております。貸付期間は平成22年12月17日から平成23年1月31日、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。
- \*6 貸付金90,000千円は期中に全額返済されております。貸付期間は平成22年4月13日から平成22年10月8日、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項ありません。

## (2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額 *1	科目	期末残高 *1
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングス US LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USDドル 137,451	持株会社	-	-	経営管理	貸付金の回収	千円 -	未収入金	千円 251,172
								金銭の貸付 *2	2,428,604	長期貸付金 *2	2,428,604
								役務提供に対する対価支払	714,927	未払費用	143,333
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC	アメリカ、ニューヨーク州	千USDドル 2	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *3	245,995	未払費用	79,418
								その他役務提供に対する対価受取	160,063	未収入金	203,148
親会社の子会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *3	516,003	未払費用	227,613

## (取引条件及び取引条件の決定方針等)

\*1 消費税等の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

\*2 貸付金は1,254,000千円及び1,174,604千円の二契約であり、貸付期間はそれぞれ平成24年3月26日から平成26年3月25日、及び平成24年3月31日から平成26年3月31日となっております。受取利息は満期時に元本とともに支払われ、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のTIBOR12ヶ月物プラス1%を日割り計算で計算されます。尚、担保は受け入れておりません。

\*3 委託調査費の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

パインブリッジ・インベストメンツ・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・（ホンコン）・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarI（金融商品取引所に上場しておりません）

パインブリッジ・インベストメンツ・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項ありません。

## (1株当たり情報)

第26期 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日		第27期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	
1株当たり純資産額	147,830.69円	1株当たり純資産額	116,613円99銭
1株当たり当期純利益	1,665.65円	1株当たり当期純損失	31,158円03銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。
---	---

(注) 1株当たり当期純利益の算定の基礎は、以下のとおりであります。

第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日		第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日	
当期純利益(千円)	68,291	当期純損失(千円)	1,277,479
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る当期純利益(千円)	68,291	普通株主に係る当期純損失(千円)	1,277,479
普通株式の期中平均株式数	41,000	普通株式の期中平均株式数(単位:株)	41,000

(重要な後発事象)

第26期 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日	第27期 自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日
該当事項はありません。	(退職者の募集) 当社は、経営改善計画の一環として、平成24年6月8日から従業員及び役員80名中16名の雇用調整を実施しており、これによる割増退職金等の支出見込額(約220,014千円)を特別損失として平成24年度に計上する予定であります。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### 1) 受託会社

名称及び資本金の額（平成24年3月末日現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

##### 2) 販売会社

名称及び資本金の額（平成24年3月末日現在）

東海東京証券株式会社 6,000百万円

ワイエム証券株式会社 1,270百万円

宇都宮証券株式会社 301百万円

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

#### 2【関係業務の概要】

##### 1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

## 2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(目論見書)・運用報告書の交付、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

## 3 【資本関係】

### 1) 受託会社

該当事項はありません。

### 2) 販売会社

該当事項はありません。

## 参考情報 再信託受託会社の概要

名称	:	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金	:	10,000百万円(平成24年3月末日現在)
資本構成	:	三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、 明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%
業務の内容	:	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

### 第3【参考情報】

平成24年 4月20日 臨時報告書 提出  
平成24年 6月29日 有価証券報告書 提出  
平成24年 7月20日 臨時報告書 提出

## 独立監査人の監査報告書

平成24年12月5日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているジャパン・バンク・キャピタル証券ファンド2009-10の平成24年4月11日から平成24年10月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパン・バンク・キャピタル証券ファンド2009-10の平成24年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月21日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。